

グループ法人税制・完全支配関係の判定

10月1日よりグループ法人税制がスタートしました。グループ法人税制は100%持株関係(以下「完全支配関係」といいます。)のある内国法人間の取引等を対象にしており、この税制の適用に際しては完全支配関係の判定が最も重要となります。そこで今回は、完全支配関係の判定を行う際のポイントについて解説します。

1. 完全支配関係とは

完全支配関係には、次の2つのパターンがあります。

(1) 「親子型」の完全支配関係

これはある株主(以下「一の者」といいます。)が法人の発行済株式等の全部を直接または間接に保有する関係をいい、図1のように親法人A社が子法人B社の発行済株式を全部保有する関係が典型例となります。

また、図2のようにA社・B社・C社のそれぞれの間で100%の株式を保有するときは、B社を通して間接的に100%持株関係となる場合も、A社とC社の間には完全支配関係が成立します。

図3のようにA社とA社との間に完全支配関係のあるB社をあわせてC社の株式を全部保有する場合でも、A社とC社の間には完全支配関係が成立します。

図1

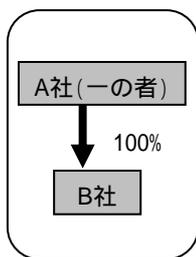


図2

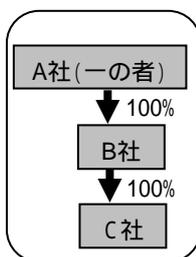
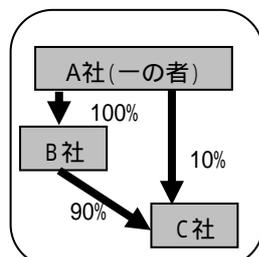


図3



(2) 「兄弟型」の完全支配関係

これは、一の者に発行済株式を全部保有される法人どうしの関係をいい、図4のように親法人A社に発行済株式を全部保有される子法人B社とC社の関係が典型例となります。なお、一の者は個人でも法人でもよく、個人の場合は株主とその者の親族等の同族関係者を総じて一の者とされます(これは(1)においても同じ

です)。したがって、図5や図6のように個人や個人の親族に発行済株式を全部保有される法人B社と法人C社の間においても、完全支配関係が成立します。

また、「親子型」で示した図3のように法人A社が、A社との間に完全支配関係のあるB社を通して間接的にC社の株式を全部保有しており、B社とC社はともにA社に発行済株式の全部を保有されるような場合でも、B社とC社の間には完全支配関係が成立します。

図4

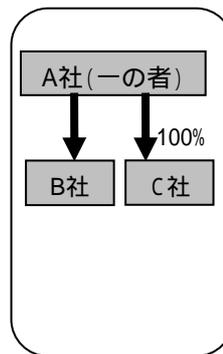


図5

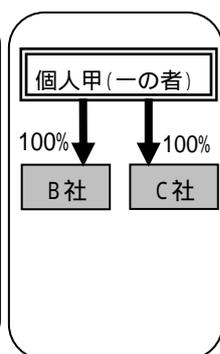
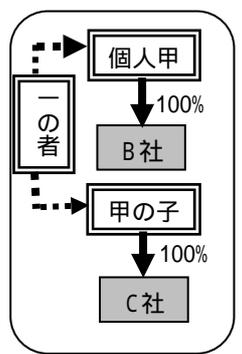


図6



2. 完全支配関係の判定を行う場合の留意点

(1) 完全支配関係の判定における一の者の範囲

「親子型」の完全支配関係の判定をする場合、一の者は、完全支配関係のあるグループの最上層に位置する者に限定されません。例えば、図2のC社からみれば、A社のほかB社も一の者に該当します。

(2) 完全支配関係の判定における法人の発行済株式数

発行済株式数からは、これに含まれる自己株式の数を除きます。また、発行済株式数のうち民法上の組合による従業員持株会が取得した株式や、一定の新株予約権の行使により役員又は使用人が取得した株式の合計数の占める割合が5%未満の場合は、これら株式の数を発行済株式数から除いて判定を行います。

(3) 名義株がある場合

法人の株主が単なる名義人であり、株主以外の者が実際の権利者である場合は、実際の権利者が株式を保有するものとして判定を行います。